

自動体外式除細動器（AED）設置施設の公表について

1 公表の目的

民間事業所等に設置された、市民等が利用可能な自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を上越市のホームページ及び広報上越等で市民等に公表することで、全市的なAEDの利用環境の向上を図ることを目的とします。

2 対象施設

上越市内の民間事業所等においてAEDを設置し、市民等が利用可能であり公表可能とした施設を対象とします。

3 公表の登録方法

AED設置施設のうち、上記の目的にご賛同いただける民間事業所等は、「自動体外式除細動器（AED）設置施設公表承諾書」を市へご提出ください。なお、以下の内容を上越市ホームページやチラシ等で公表させていただきます。

- ①設置施設（事業所等）の名称
- ②設置施設（事業所等）の所在地
- ③設置施設（事業所等）の電話番号
- ④設置位置（場所）
- ⑤利用可能時間

4 AED設置施設の案内掲示

AEDの設置について市民等に周知するため、公表の登録後、市から案内表示を送付いたしますので、施設の出入口等の見やすい場所に掲示してください。

5 公表の登録内容の変更及び取消し方法

AED設置公表施設において、公表内容を変更する場合や、AEDの廃止や常時使用が不能となった場合、公表の取り消しをする場合は、「自動体外式除細動器（AED）設置施設公表登録変更（抹消）届」（別紙2）を市へご提出ください。

6 AEDの利用にあたって

AEDの利用にあたり、以下のとおり定めることとします。

- ①AED設置公表施設の代表者は、市民等からAEDの貸出しの要請があった場合は、施設の利用可能時間においてAEDの貸出しにご協力いただきます。
- ②市民等がAEDを使用した場合の消耗品の費用負担について、事業所等での負担若しくは使用者への請求とするかは、事業所等において判断していただくものです。
- ③救命講習等を受講した方の営業時間中の常駐を求めるものではありません。

7 その他

- ・ホームページでの公表は随時行います。
- ・AEDの公表に関する事務は、上越市健康福祉部健康づくり推進課において所掌します。